

特定少年における実名報道の現状と有用性

野口 稜太

1. はじめに
2. 改正少年法の概要
3. 実名報道に関する規定
4. 実名報道の利点・問題点
5. 実名報道の現状
6. 私見
7. おわりに

1 はじめに

少年法は第1条において「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定されている。この少年の健全育成という目的を果たし、非行少年を社会復帰へと導くための措置が規定されている。同法第61条では「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」とされており、少年のプライバシー保護を規定している。

ところが、2022年(令和4)4月1日に施行された改正少年法により、18歳及び19歳を特定少年とする新たな枠組みが設けられた。また、同改正少年法の第68条によって18、19歳の特定少年の実名をはじめとした少年個人の情報における報道が一部可能となった。

しかし、特定少年における実名報道は、少年法の目的である少年の健全育成さらには少年の社会復帰に寄与しているのだろうか。また、これについてどのような社会的利益があるのか。本稿では、少年の実名報道についてその社会的利益や報道機関の対応について検討しながら、少年の実名報道の在り方を考えていきたい。

2 改正少年法の概要

2021年(令和3年)2月19日「少年法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年5月21日に可決成立し、その後2022年(令和4年)4月1日から施行された。「少年

法等の一部を改正する法律案」を提出するに至った理由について、内閣法制局は「成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、年齢満十八歳以上二十歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講ずる必要がある。」と説明している¹。「少年法等の一部を改正する法律案」の施行日である2022年(令和4年)4月1日には、成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律も施行されている。選挙権年齢や民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによって、18歳及び19歳は社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になり、自立した大人として扱われるようになることを踏まえた法律案であることが分かる。

2021年改正少年法においては、「18歳及び19歳の少年を特定少年として扱うこと」、「原則逆送対象事件の拡大」、「実名報道の解禁」、「保護処分について犯情の軽重を考慮し期間を明示すること」、「虞犯少年を適用しないこと」、「不定期刑を適用しないこと」という主に6つの点で変更が行われた。

3 実名報道に関する規定

(1) 規定についての概要

少年法第61条は「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」としており、少年の実名をはじめとした少年個人に係る情報における報道の禁止を規定している。改正前の少年法においては、家庭裁判所の審判に付された少年や少年のとき犯した罪により公訴を提起された者は年齢に関わらず実名報道が禁止されていた。

しかし、改正少年法において第68条が追加されたことにより一部実名報道が解禁された。改正少年法第68条は「第61条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第461条の請求がされた場合（同法第463条第一項若しくは第2項又は第468条第2項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなった場合を除く。）は、この限りでない。」と規定しており、18歳及び19歳の少年が犯した事件により

¹ 少年法等の一部を改正する法律案(内閣法制局) <https://www.clb.go.jp/recent-laws/diet_bill/detail/id=3844> (2025年1月11日閲覧)。

起訴された場合には、第 61 条における実名報道の規制が適用されなくなるため、実名をはじめとした少年個人に係る情報における報道が可能となる。また、改正少年法では原則逆送対象事件も拡大されていることから、逆送後に起訴されるケースが改正前よりも多く考えられるため、特定少年における実名報道の解禁は 2021 年改正少年法の中でも非常に重要な変更点である。

(2) 改正に対する意見

改正少年法における特定少年の実名報道解禁に対しては、非常に多くの意見が挙がっている。改正少年法の施行前の 3 月 19 日に共同通信社が全国の 18 歳以上を対象として行ったインターネット意識調査の結果によると、少年法の改正によって起訴された 18 歳及び 19 歳の特定少年を報道機関が実名で報道することについて、「どちらかといえば」を含め賛成と答えた人は合計 89% に上った。その理由として最も多かったのは、「民法上成人であり、大人と同じ扱いをするべきだから」というものであり、「どちらかといえば」を含め賛成と答えた計 89% のうちの 49% が前述の理由を挙げている²。やはり、多くの国民も改正少年法の施行と共に行われた民法上の成年年齢引き下げや先に行われた選挙権年齢の引き下げを受け、18 歳、19 歳における大人としての責任を重んじていることがうかがえる。この点から国民の多くが特定少年における実名報道について賛成と考えていると分かるが、一方で、少年の健全育成という点を重視する人々からは強い反対意見が挙げられている。実名報道が行われればインターネット上にその情報が半永久的に残り続け、社会復帰の妨げになる点が反対意見における大きな理由である。また、改正少年法第 68 条の実名報道解禁について抗議声明を出している弁護士会もある³。

4. 実名報道の利点・問題点

特定少年における実名報道に対しては前述のように多くの意見が挙げられているが、実名報道にはどのような利点及び問題点があるのだろうか。特定少年における実名報道における利点・問題点について検討していく。

〈利点〉

² 特定少年の実名報道に賛成 89 % (2022 年 3 月 20 日) 〈<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/142721>〉 (2025 年 1 月 13 日閲覧)。

³ 特定少年の推知報道に抗議し、改正少年法第 6 8 条の撤廃を改めて強く求める会長声明 (2022 年 6 月 27 日) 〈<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-657.html>〉 (2025 年 1 月 13 日閲覧)。

(1) 犯罪の予防

実名報道が行われることによって非難の対象となる。自身の周囲やインターネット上など様々な場所で多くの人々から非難される。また、社会的制裁も与えられる。社会復帰をする際には、インターネット等に犯罪を行った事実が書かれていることから仕事や住居を探すことも難しくなる。犯罪を行って実名報道された場合、これらの社会的な非難や制裁が与えられることにより、人々が犯罪を行わないための抑止力としての効果が期待できるとされている。

(2) 第三者への被害防止

実名報道が行われればどこに住んでいる誰であるのかが明らかになるため、全く関係の無い第三者が事件の犯人として疑われることがなくなる。少年事件では匿名報道が基本であるが、加害少年についての情報が明らかにされないがゆえにインターネット上では、自ら加害少年について明らかにしようとする“犯人捜し”が行われることがある。2015年2月20日に川崎市で発生した中学1年の男子生徒が殺害された事件では、殺人や傷害致死の容疑で3人の少年が逮捕された。その加害少年3人について匿名での報道が行われると関係者に対する差別的な表現や報復を扇動する文言が飛び交い、加害者を殺せといった内容の暴力的な言葉も書き込まれていた。また、事件発生直後から犯人グループとして10人近くの少年の実名や顔写真がアップされていた。それらは、真偽に関係なく疑いの段階で書き込まれており、中には住所や家族関係などの情報が記載されていたものもあった⁴。そのため、実名報道することによって全く関係の無い者へ疑いが向けられることを防ぐことができる。

(3) 報道の自由や知る権利の尊重

憲法においては国民の知る権利が保障されている。また、国民の知る権利を尊重するためには、国民に情報を提供している報道機関における報道の自由も尊重されなくてはならない。また、改正少年法において特定少年が起訴された場合に実名報道が可能となるが、起訴される事件は重大なものであるケースも多く国民の関心も大きいことから、知る権利や報道の自由の尊重が重要となる。

〈問題点〉

(1) 社会復帰への影響

実名報道が行われることにより加害少年の実名や顔写真が多くの人に知れ渡り、インタ

⁴ 川崎・中1殺害：ネット「犯人捜し」情報拡散に責任意識を(2015年4月21日)

[〈https://mainichi.jp/articles/20150421/mog/00m/010/005000c〉](https://mainichi.jp/articles/20150421/mog/00m/010/005000c) (2025年1月13日閲覧)。

一ネット上に掲載された加害少年の実名や顔写真等の情報は半永久的に残り続ける。これらは、少年が社会復帰する際の大きな妨げとなる。前科が付き、また実名で事件を起こしたことが知られているため不採用になるケースが増える可能性がある。さらに採用となった場合でも、事件について知られることで人間関係が悪化し、安定して職に就くことができなくなる可能性もある。他にも、犯罪を行ったことが知られていることから住居を探すことも難しくなる等、社会復帰の大きな妨げとなる。さらに社会復帰が難しくなれば、再犯の可能性も高まると考えられる。

5 実名報道の現状

民法上の成年年齢や選挙権年齢の引き下げによって18歳及び19歳の自立した大人としての責任を求められることから、18歳、19歳の特定少年における実名報道について賛成している国民は多い。しかし、実名報道は少年の社会復帰に大きな悪影響を与えるものである。特定少年における実名報道が可能となって以来、実名報道が行われた事例が存在する。この点について、報道機関は国民の知る権利や報道の自由と少年の社会復帰への影響をそれぞれどのように考慮しているのだろうか。特定少年における実名報道が可能となって以来、実際に実名報道が行われた事例は存在するが、ここではその事例のうち2つを挙げる。

(1) 甲府夫婦殺人放火事件

2021年10月、一方的に好意を寄せていた女性の住宅に侵入し、両親を殺害した後に住宅を全焼させたなどとして、当時19歳である男が殺人や放火等の罪で起訴された。その後、甲府地方裁判所において裁判員裁判が開かれ、裁判長は、「非常に悪質で強固な殺意に基づく冷酷な犯行である。十分な計画性があり、動機も自己中心的で理不尽なうえ遺族に真摯な謝罪もない」と指摘した。その上で「19歳であるという年齢を最大限考慮しても、刑事責任の重大性や更生の可能性の低さから死刑を回避する事情にはならない」などとして死刑が言い渡された⁵。この事件は、改正少年法施行後においてはじめて特定少年の実名報道が行われた事件である。これについて報道機関の対応は以下のようになっている。

〈テレビ局〉

実名報道 … NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBS テレビ、テレビ東京、フジテレビ

⁵ 甲府 夫婦殺人放火事件 当時19歳被告に死刑判決 特定少年に初 (2024年1月18日)
〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240118/k10014325521000.html#:~:text=%E7%94%B2%E5%BA%9C%E5%B8%82%E3%81%AE%E5%AE%9A%E6%99%82%E5%88%B6,%E3%81%AB%E5%95%8F%E3%82%8F%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>〉 (2025年1月14日閲覧)。

〈新聞社〉

実名報道 … 読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞、産経新聞、毎日新聞、共同通信、時事通信、山梨日日新聞

匿名報道 … 東京新聞

多くの報道機関が実名報道を行っており、その理由として事件の重大性や社会的影響の大きさを挙げている⁶。一方、東京新聞は匿名報道を行っており、その理由を少年の健全育成を目的とした少年法の理念を尊重するためとしたうえで、少年法改正後も匿名報道を原則として維持することを示している⁷。

(2) 寝屋川強盗致死事件

2022年3月、当時20歳の専門学校生を刃物で死亡させて現金を奪ったとして強盗致死の罪に問われた男女4人が逮捕された。そのうち当時18歳、19歳の2人の少年が強盗致死罪で起訴された。これについての報道機関の対応は以下のようになっている。

〈テレビ局〉

実名報道 … NHK、読売テレビ、MBS テレビ

〈新聞社〉

実名報道 … 読売新聞、産経新聞、日本経済新聞

匿名報道 … 朝日新聞、毎日新聞

この事件においては各報道機関によってその判断が分かれた。実名報道を行った報道機関は、事件の重大性や社会的影響の大きさを理由としている。しかし、朝日新聞、毎日新聞は匿名報道を行っている。検察により実名が公開されていても、そのまま実名報道を行うのではなく事件の重大性及び社会的影響の大きさに加えて少年法の理念である少年の健全育成という観点が考慮され、匿名報道となるケースもある。

6 私見

特定少年における実名報道には利点・問題点がそれぞれ存在しているが、現時点では実名報道を行う報道機関が多い。しかし、特定少年における実名報道は少年の社会復帰の大

⁶ 特定少年報道、5紙実名 在京紙、匿名は東京のみ 「重大性」「更生」で温度差 青島 顕、山本将克 (2022年4月12日)

〈<https://mainichi.jp/articles/20220412/ddm/012/040/162000c>〉 (2025年1月14日閲覧)。

⁷ 19歳の「特定少年」、殺人罪などで起訴、少年法改正で多くのメディアが実名報道 柳澤伊佐男 〈https://www.nhk.or.jp/bunken/research/focus/f20220601_4.html〉 (2025年1月14日閲覧)。

きな妨げになるという問題点があり、この問題点よりも優先すべき利点もないと考える。したがって、特定少年における実名報道については慎重に判断を下すべきである。

少年法は第1条において「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定されていることから、同法の目的は少年の健全育成さらにはその更生及び社会復帰である。しかし、改正少年法により解禁された特定少年における実名報道は少年が社会復帰をする際の大きな妨げとなることから、少年の健全育成という少年法の目的に反するものである。民法上の成年年齢は20歳から18歳に引き下げられたが、少年法の適用年齢は依然として20歳未満である。また、民法上の成年年齢が引き下げられたのは、憲法改正の国民投票における投票権年齢や選挙権年齢等が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して18歳及び19歳を大人として扱う政策が進められていたことから、その自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すためであり、18歳及び19歳の少年に可塑性が認められなくなったわけではない。したがって、18歳、19歳の特定少年においても健全育成や社会復帰といった観点を最優先すべきである。

令和5年版犯罪白書では少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員は平成15年以降減少を続けており、厳罰化の必要性は低い⁸。加えて、再非行少年の人員は平成16年以降毎年減少し、再非行少年率も低下傾向にあるものの未だ31.7%であり、少年の再非行防止は依然として課題であるといえる。特定少年における実名報道は、社会復帰の妨げとなるものであり少年の再非行を増加させる可能性がある⁹。以上により、特定少年における実名報道は社会復帰に悪影響を及ぼす他、少年非行は減少傾向にあるため必要性も高くないことから、特定少年における実名報道については慎重に判断を下すべきである。

7 おわりに

2021年改正少年法は民法上の成年年齢が18歳へ引き下げられたことが理由のひとつでもあったが、18歳になると高校を卒業して就職し、社会人となる者も多い。その他、専門学校や大学へ進学する者等さまざまであるが、社会とのかかわりが大きくなり社会の一員

⁸ 令和5年版犯罪白書 第3編/第1章/第1節/1
〈https://hakusy01.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_1_1_1.html〉 (2025年1月16日閲覧)。

⁹ 令和5年版犯罪白書 第5編/第5章/1
〈https://hakusy01.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_5_5_0_1.html〉 (2025年1月16日閲覧)。

としての責任も持たねばならない。また、特定少年における実名報道について賛成と考えている国民も多く、国民の知る権利や報道の自由も尊重する必要がある。しかし、少年の更生や社会復帰を蔑ろにしてはならない。実名報道が行われれば就職や日常生活等多くの場面で困難が生じることとなり、実名報道されたために再び罪を犯すようになることは避けなければならない。そのため、犯情や動機、少年の生い立ちそして更生可能性等さまざまな事情を考慮し、実名報道が少年の更生及び社会復帰の妨げとならないかという観点において十分に検討したうえで慎重に実名報道が行われるべきであると考えている。